

NPT運用検討会議

(結果及びとりあえずの評価)

平成12年5月20日

軍備管理・科学審議官組織

NPT運用検討会議は、何度かの決裂の危機を乗り越え、5月20日に4週間に亘る会期を終了し、核軍縮・不拡散分野における将来に向けた措置を含んだ報告書をコンセンサスによって採択したところ、本件会議の結果概要及びとりあえずの評価以下の通り。

I. 結果

1. 将来に向けた前向きな措置

核軍縮・不拡散分野における将来に向けた前向きな措置につき合意が得られた。

- (1) CTBT早期発効及びCTBT発効までの核実験モラトリアム
- (2) 軍縮会議に対しカットオフ条約(兵器用核分裂性物質生産禁止条約)の即時交渉開始及び5年以内の妥結を含む作業計画に合意することを奨励
- (3) STARTプロセスの継続及び一方的核軍縮の推進
- (4) 核兵器国による自らの核兵器についての透明性の強化
- (5) 核廃絶を「究極的」目標としてではなく、「明確な約束」とすること
- (6) 戦術核兵器の削減
- (7) 核兵器の役割低下のための措置の追求(例: 標準外し(de-targeting)等)
- (8) 軍事的に必要なくなった核分裂性物質をIAEA保障措置の下に置き、処分すること
- (9) 核軍縮措置についての定期的報告
- (10) 核軍縮措置の検証能力の向上

2. 運用検討プロセスの改善

5年後のNPT運用検討会議までの間の核軍縮・不拡散達成のための検

討プロセスの改善につき合意され、NPT上の核軍縮・核不拡散義務の履行のレビューをより柔軟かつ強化された形で行えるようになった。

Ⅱ. 主な争点

1. 全面核廃絶の明確な約束

新アジェンダ連合（NAC）が最も重視した核兵器国による「全面核廃絶を達成するとの明確な約束」を巡る問題については、核兵器国とNACが鋭く対立した。結局、双方が妥協して合意が成立し、NPT第6条との関連づけがなされる一方、「究極」の文言は削除された。

2. 中東問題

イスラエルのNPT未締結問題の特記すべきと主張するアラブ諸国と、イラクによる不遵守の問題も取り上げるべきとする米を始めとする国々の双方の主張を取り入れ、イスラエル、イラク両方に言及する形で決着した。

3. 南アジア問題

安保理決議1172を想起し、同決議を実施するための前向きな措置をとるよう、インド・パキスタン両国を奨励する形の表現が盛り込まれた。

Ⅲ. 評価

1. 将来に向けた前向きな措置

これらの措置につき合意が得られたことにより、90年代就中90年代後半に見られた一連のネガティブな動きに歯止めをかけ、今後国際社会が取り組むべき方向性を示し得た点が高く評価される。

2. 我が国の貢献

我が国が豪州とともに提案した8項目提案自体、会議での議論のベースの一つとなった点、及び会議での積極的発言（P5に対してより柔軟性を求め、NACに対してより現実性を求めることを含め）により、会議の成功」に大きく貢献できた。

また、会議の最終段階でイラク問題を巡り紛糾した際には、日本代表団より、全体の合意が形成されるよう最後まで努力すべき旨の河野外務大臣のメッセージを議場で紹介するなど、会議の成功のため積極的に関与した。

（注：下線部は我が方 8 項目提案を踏まえたもの）

NPT 運用検討会議（以下、会議）は、NPT 第 6 条及び「核不拡散と核軍縮の原則と目標」（以下、原則と目標）第 3 及び 4 項(C)（核軍縮に向けた努力）を実施するための制度的及び漸進的な努力にかかる以下の実際的措施に同意した。

- (1) CTBT 早期発効
- (2) CTBT 発効までの核実験モラトリアム
- (3) 軍縮会議にカットオフ条約の即時交渉開始及び 5 年以内の妥結を含む作業計画に合意することを奨励
- (4) 軍縮会議において核軍縮を扱う適切な補助機関の即時設置を奨励
- (5) 核兵器及びその他の軍備管理・削減措置への「不可逆性の原則」の適用
- (6) 核兵器の全面廃絶に対する核兵器国の明確な約束
- (7) START II 早期発効及びその完全な実施、速やかな START III 妥結、ABM 条約の維持・強化
- (8) IAEA・米ロ間の 3 者協定の妥結・実施
- (9) 国際的な安定を推進し、すべての国の安全が損なわれないことを原則として核兵器国が核軍縮に向けて取る措置
 - ・ 核兵器国による一方的核削減のための更なる努力
 - ・ 核兵器能力及び軍縮協定実施についての「透明性」の強化
 - ・ 非戦略核兵器の一層の削減（国際平和と安定の推進に資するための、一方的なイニシアティブを踏まえた、及び全体の核兵器削減措置の不可分な措置）
 - ・ 核兵器システムの運用ステータスの一層の低減のための具体的な合意措置
 - ・ 安全保障政策における核兵器の役割の低減（核兵器の使用のリスクを最小限に抑え、核兵器廃絶を促進するための措置）
 - ・ すべての核兵器国による核廃絶に向けたプロセスへの関与
- (10) 余剰核分裂性物質の IAEA 等による国際管理、及び同物質の処分
- (11) 軍縮の究極的目標が実効的な国際管理の下での全面完全軍縮であることの再確認
- (12) NPT 第 6 条及び「原則と目標」（核軍縮努力）の実施についての定期的な情報提供（ICJ 勧告的意見を想起した措置）
- (13) 核軍縮のための検証能力の向上

我が国

8 項目提案

- (1) CTBT 早期発効及び発効までの核実験モラトリアム。
- (2) カットオフ条約 (F M C T) 交渉の即時開始。望ましくは 2 0 0 3 年まで、遅くとも 2 0 0 5 年までの交渉終了。F M C T 発効までの兵器用核分裂性物質生産モラトリアム。
- (3) S T A R T II の早期発効及びその完全な実施。S T A R T III 交渉の早期開始及び終了。S T A R T III を超えたプロセスの継続。
- (4) 核兵器国による一方的核削減のための更なる努力。適当な時点における核兵器国による核軍縮交渉の開始。
- (5) 核軍縮・不拡散についての可能な措置に関するジュネーブ軍縮会議における多数国間の議論。
- (6) 中央アジア非核地帯条約交渉の早期終了。
- (7) I A E A 追加議定書の普遍化。保障措置の効果の強化及び効率性の改善のための統合保障措置の早期創設。
- (8) 余剰兵器用核分裂性物質処分。核軍縮の不可逆性を確保することを目的として、適切な国際的保障措置の下に、余剰兵器用及び民生用核分裂性物質を置くこと。